

医療法人豊田会
刈谷豊田総合病院
歯科医師臨床研修プログラム

1. プログラムの名称

刈谷豊田総合病院歯科医師臨床研修プログラム

2. 目的

歯科医師は生涯研鑽を積んでいかなければならない職業である。将来、より高度の専門性を身につけた臨床歯科医師であっても多様な患者のニーズに対処するために、卒直後から、あらゆる歯科疾患のプライマリーケアに対処できるようにすることが必要である。このカリキュラムでは、卒後1年間をこの初期研修の場と位置づけ、歯科医師臨床研修(単独研修方式)を編成している。診断までの思考過程の育成と基本的歯科処置の習熟に主眼を置くとともに、将来専門的な歯科医療への橋渡しとなるような研修を構成している。同時に患者の全人的医療を理解し、常に真摯な態度で臨床に従事する姿勢を養成することを目的としている。

3. 臨床研修の基本理念(歯科医師法第16条の2第一項に規定する臨床研修に関する省令、以下省令)

臨床研修は歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

4. 本プログラムの特色

- (1) 西三河南部西医療圏の基幹病院として、一般歯科治療は特に有病者を中心に行っている。
- (2) 救命救急センターを有しており、口腔顎顔面領域における救急治療に携わる。
- (3) 日本口腔外科学会認定の臨床研修施設として様々な口腔外科疾患の治療の見学、介助ができる。

5. 臨床研修の目標

5.1. 到達目標

- (1) 歯科医師は、病める人の尊厳を守り、歯科医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)及び歯科医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。歯科医師としての基盤形成の段階にある研修歯科医は、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を習得する。各項目の詳細は「刈谷豊田総合病院 歯科医師臨床研修の到達目標(別表1)」に示す。
 - A. 医師としての基本的価値観
 - B. 資質・能力
 - C. 基本的診療業務

6. プログラムの管理

6.1. プログラム責任者

症例の要件を満たす歯科医師臨床研修プログラム責任者を当院病院長が任命する。

プログラム責任者: 歯科口腔外科部長 渡邊和代

6.2. プログラム管理

歯科臨床研修管理委員会(以下、委員会)は本プログラムの管理にあたり、プログラム責任者及び委員会事務局を務める臨床研修センターと共同で作成し運営する。詳細は「歯科臨床研修管理委員会規程」及び「臨床研修センター規程」に定める。

7. 臨床研修を行う分野及び臨床研修施設での研修期間
歯科・歯科口腔外科分野の研修を刈谷豊田総合病院にて1年間行う。
8. 方略
 - 8.1. 研修期間
原則として1年間とする。
 - 8.2. 基本研修日程
歯科口腔外科及び入院病棟における診療を通じての研修を行う。
 - 8.3. 医科臨床研修との協同プログラム
医療安全、感染対策、虐待への対応等基本的な診療において必要な分野・領域等に関する研修(必須)を行う。
 - 8.4. 到達目標(歯科医師としての基本的価値観)達成サポートプログラム
 - (1) プロフェッショナリズム教育
入職オリエンテーションにて行う講義とSEAセッションを初めとして随時医科研修医と協同して行う。
 - (2) 振り返りミーティング
医科研修医と協同して行う。テーマは臨床研修センターが状況に応じて都度定める
 - (3) 多職種合同研修
入職オリエンテーションにおいてマナー研修、1年次の10月及び2年次2月にフォローアップ研修を多職種と合同で受講する
 - 8.5. 到達目標(資質・能力)達成サポートプログラム
 - (1) オリエンテーション
入職オリエンテーションにおいて、2.5項(1)(3)に加え、以下のことについて教習を受ける。
 - ① 基本診察・診療録記載の仕方
 - ② 救急診療のながれ(医師・救急救命士からの講義とシミュレーション)
 - ③ 外傷・消化器疾患・循環器疾患・脳神経疾患の救急処置
 - ④ 救急外来診療の注意点(医療安全の観点から)
 - ⑤ 医療安全・感染管理に関する基礎知識と技術
 - ⑥ 麻薬の取り扱い・抗菌薬の適正使用について
 - ⑦ 電子カルテ操作訓練
 - ⑧ 放射線技術に関すること
 - ⑨ 診療報酬算定等医事にかかわること
 - (2) 医療安全
 - ① 安全環境管理室が主催する教育・講習会(e-learningを含む)等には年2回以上出席し、レポートを安管室に提出し医療安全管理者の承認を得る。また、医薬品・用具、放射線等による健康被害発生防止についての教育も受講する。
 - ② インシデントレポートは一人につき1年に10件(アクシデントレポートを含む)の提出を必要とする(修了要件)。アクシデントレポートは必要時遅滞なく提出する。
 - ③ 薬剤科から受けた疑義照会事例についてインシデント報告する。
 - (3) 感染対策活動
 - ① 1年次には感染管理チーム(ICT)と抗菌薬適正使用支援チーム(AST)の活動にそれぞれ2回

ずつ参加する。ICT 活動はレポートを作成し安管室に提出する。AST 活動については電子カルテで「研修医サマリ」を作成し、指導医(医科)の承認を得る。

② 安全環境管理室が主催する教育・講習会(e-learning を含む)等には年 2 回以上出席し、レポートを安管室に提出し感染管理者の承認を得る。

(4) 虐待

オリエンテーションとランチタイムセミナーにおいて講義を受ける。ランチタイムセミナー受講後にレポートを作成し、講師の承認を得る。

8.6. 到達目標(基本的診療業務)達成サポートプログラム

(1) 外来研修

4 月～8 月までは診察の補助に入り一連の診療業務(必要な検査の把握、処方の考え方、診断の仕方、治療方針の立て方等)を学び、治療を補助する。9 月からは主治医の指導の下、主担当医として治療方針をたて患者診察・検査・処方、治療等を行なう。

(2) 病棟研修

指導歯科医が主治医である患者の主担当医として、治療法に基づき入院診療計画を立案して入院患者管理を行う。また退院時には退院後の計画を行い、退院時要約を作成する。

(3) 救急研修

救急外来から依頼を受けた歯科疾患関連の応急処置を要する症例について、主担当医の指導の下、縫合処置や脱臼歯の整復固定、消炎処置等を行う。

(4) 具体的な研修内容(修了に必要な最低限の症例数を 2 例以上と定めるもの)

基本的診療業務		主な研修内容	修了要件
(1)基本的診察・検査・診断・診療計画		主担当医としての外来診療及び入院患者治療・管理	10
(2)基本的臨床技能等			
①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する		歯磨き指導及びスケーリング、SRP の実施	10
②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療および管理を実践する			
a	歯の硬組織疾患	CR 充填処置及びインレー修復処置	5
b	歯髄疾患	根管治療	3
c	歯周病	スケーリング、SRP	10
d	口腔外科疾患	抜歯	10
e	歯質と歯の欠損	義歯修理または義歯作製、ブリッジ作製	5
f	口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	口腔ケアの指導	2
④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する		静脈内鎮静処置におけるモニタリングの評価	10
(3)患者管理			
①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する		抗血栓薬内服中の患者の疾患を把握し服用薬について説明する	10

②患者の医療情報等について必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	カンファレンス	5
③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う	循環器疾患のある患者のモニタリングを行う。	5
④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	血圧低下や気分不快が生じたときにモニタリングを行いショック体位をとるなどの対応を行う。	5
⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	入院診療計画書・退院時要約の作成	10
	合計	100

9. 研修歯科医の評価

- (1) 研修歯科医は到達目標項目の経験症例数を「研修歯科医評価票Ⅲ」に随時記録する。
- (2) 指導歯科医は進捗状況を把握・評価し指導を行う。11月・3月の研修管理委員会にてその状況を報告する。
- (3) 上級医である歯科医師、歯科衛生士、病棟看護師等による評価は、「研修歯科医評価票Ⅰ・Ⅱ」を用いて年2回行い、プログラム責任者は11月・3月の研修管理委員会にその結果を報告する。

10. 研修歯科医の指導体制

- (1) 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医が研修医を直接指導する屋根瓦方式の指導体制とする。
- (2) 医師以外の職種においては所定の指導者(病棟師長、薬剤師リーダー等)が研修歯科医の指導にあたる。

11. 研修修了

以下の修了基準が満たされた時、臨床研修修了と認定する。病院長が研修管理委員会の評価をもとに、研修修了の認定を行う

- (1) 研修実施期間
 - ① 研修期間(1年間)を通じた研修休止期間が45日以内であること。
 - ② 研修休止の理由は、妊娠、出産、育児、傷病等の正当な事由であること。
- (2) 到達目標達成度
 - ① 医師としての基盤形成の段階にある研修医として、基本的価値観を自らのものとしている、と判断されること。(研修歯科医評価票Ⅰにおいてレベル3以上の評価に達していること)
 - ② 基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を有すると判断されること。(研修歯科医評価表Ⅱにおいて全ての項目でレベル3以上の評価に達していること)
 - ③ コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、基本的診療業務の基本的診療能力等に定める必修項目(当院プログラム選択項目を含む)について全て経験(100%)し、なおかつ、8.6項(4)に定める要件を満たしていること。
 - ④ 指導歯科医により提示された課題(6題)について、それぞれ1例以上提出し承認されていること。
 - ⑤ 抗菌薬適正使用支援チーム活動と感染管理対策チーム活動にそれぞれ2回ずつ参加し、所定のレポートが承認されていること。
 - ⑥ 院内で開催される医療安全及び感染管理の講習会をそれぞれ2回出席し、レポートが承認され

ていること。

- ⑦ インシデントレポートを 10 件以上提出していること。

※上記③～⑦は研修歯科医評価票Ⅲで確認

- (3) 臨床歯科医としての適性に問題がないこと

- ① 安心、安全な医療の提供ができる
② 法令・規則が順守できる

12. 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

- (1) 募集定員 1 名

- (2) 当該年度 3 月歯学部卒業予定者か卒業者であって、歯科医師臨床研修マッチング協議会の実施する研修医マッチングに参加登録し、当院のプログラムにて研修を希望する者に対し選考試験を実施する。選考試験への応募要領は当院ホームページに募集要項として掲載する。選考試験後にマッチングにてマッチし、歯科医師国家試験に合格した者を採用する。

13. 研修歯科医の処遇

- (1) 研修医の身分と所属

刈谷豊田総合病院常勤職員とし、臨床研修センターに所属する。研修期間中は「刈谷豊田総合病院就業規則」が適用される

- (2) 給与等

「刈谷豊田総合病院給与規程」に基づく。

- (3) 勤務時間及び休暇

- ① 勤務時間

8:30～17:00 で時間外勤務の発生する場合がある。60 分間は休憩時間とする。

- ② 休暇

土曜(病院行事に伴い、年に 5 回土曜勤務あり)、日曜、祝日は休日とし、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)休暇がある。年次有給休暇は 1 年次に 15 日、2 年次に 20 日付与される。

歯科口腔外科部長が休暇を許諾し、研修センター長が承認する。時間外勤務及び出張命令も同様とする。

- (4) 研修歯科医の当直

なし

- (5) 宿舎及び病院内の個室

医師宿舎を希望する場合は、「医師宿舎利用規程」に基づき利用できる。医局内の研修医室には個人の机が整備されている。また、医局内には副直室・仮眠室、個人ロッカー、シャワー室も設置され、ルール遵守のもと研修医も利用できる。

- (6) 社会保険・労働保険

医療保険(豊田自動織機健康保険組合)・厚生年金保険・労働者災害補償保険を完備している。

- (7) 健康管理

労働安全衛生法に基づき義務づけられている定期健康診断を受ける。また、当院が必要と認めた検査・予防接種等を受ける。

- (8) 医師賠償責任保険

病院として医師損害賠償保険に加入している。(研修歯科医個人加入は任意)

- (9) 外部研修活動

学会、研究会等の参加及び費用負担等については規則に準じて認められ、支給もされる。詳細は「職員旅費規程」に定める。

(10) アルバイト

研修期間中のアルバイトは総て禁止する。

14. 別表

14.1. 別表 1 刈谷豊田総合病院 歯科医師臨床研修の到達目標

15. 関連帳票

15.1. 研修歯科医評価票 I

15.2. 研修歯科医評価票 II

15.3. 研修歯科医評価票 III

16. 改訂履歴表

版数	年月日	改訂内容／理由
00	2021.7.21	2022年3月31日付「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」等一部改正に伴い新規制定 運用開始:2022年4月

17. 決裁欄

承認	照査	照査	照査	作成
プログラム責任者	歯科臨床研修 管理委員会委員長	臨床研修センター センター長	臨床研修センター 主担当員	臨床研修センター
渡邊	田中国	小山	紀伊	加藤

刈谷豊田総合病院 歯科医師臨床研修の到達目標

臨床研修の基本理念（歯科医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令）

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主體的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務 ※ 修了に必要な経験症例数について記載のない項目については
全て1例以上の経験が必要

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

- (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画 [修了に必要な経験症例数：10]
 - ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。(必修)
 - ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。(必修)
 - ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。(必修)
 - ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。(必修)
 - ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。(必修)
 - ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。(必修)

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。(必修)
〔修了に必要な経験数：10〕
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。(必修)
 - a. 歯の硬組織疾患 〔修了に必要な経験数：5〕
 - b. 歯髄疾患 〔修了に必要な経験数：3〕
 - c. 歯周病 〔修了に必要な経験数：10〕
 - d. 口腔外科疾患 〔修了に必要な経験数：10〕
 - e. 歯質と歯の欠損 〔修了に必要な経験数：5〕
 - f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下 〔修了に必要な経験数：2〕

③ 基本的な応急処置を実践する。(必修)

- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。(必修)
〔修了に必要な経験数：10〕
- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。(必修)
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。(必修)

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。(必修)
〔修了に必要な経験数：10〕
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。(必修)
〔修了に必要な経験数：5〕
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(必修)
〔修了に必要な経験数：5〕
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。(必修)
〔修了に必要な経験数：5〕
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。(必修)
〔修了に必要な経験数：10〕

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。(必修)
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。(必修)

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。(必修)
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。(必修)
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。(必修)

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。(必修)
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。(必修)
- ③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
(当院プログラム選択)
- ④ 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。(当院プログラム選択)
- ⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。(同上)

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。(必修)
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。(必修)

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。(必修)
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)